

お済みですか？

製品中のアゾジカルボンアミド含有量の測定

アゾジカルボンアミド(以下、ADCA)は、2012年12月19日 ECHA(欧州化学物質庁)のプレスリリースにより、REACH 規則における SVHC (高懸念物質) の認可候補物質に追加されました。

これにより EU では、成形品中の含有濃度が 0.1wt%を超える場合は、情報伝達等の義務が発生しています。

⇒EU 内での生産品のみならず、EU への輸出品に対しても情報伝達等の義務が発生します。

※ 2014年2月10日には付属書 XIV(認可物質リスト)に加えることが勧告されましたので、今後正式に追加される予定となっています。

「成形品中の SVHC に関する要求事項についてのガイダンス」

複数の部材(成形品)からなる製品について、製品全体に対しての含有濃度が 0.1wt%を超えた場合だけでなく、個々の部材ごとの情報が分かるようであれば、自主的に情報伝達等を行っても良いとされています。

当社独自の ADCA 分析方法を開発しました!!

ADCA の分析にあたって、現状では特に公定法としての分析方法がない状況にあります。

そこで当社では、ADCA が限られた溶媒(N,N-ジメチルホルムアミドやジメチルスルホキシド等)のみに可溶であること、200℃付近で熱分解を起こす事等の特性をとらえ、抽出方法に検討を重ね、高速液体クロマトグラフ(HPLC)にて ADCA の定量分析を可能にしました。

※ 詳細は別紙「独自の分析方法ってホントに信頼できるの…？」参照



必要サンプル量・・・1 検体約 10 g
 納期・・・10 営業日(多検体ご依頼の場合、要相談)
 定量下限・・・0.01%

製品を EU へ直接輸出する場合以外でも、その製品が EU へ渡る可能性があるとするれば、SVHC 含有量を把握することにより納品先へのリスク軽減にもつながります。

詳しくは、当社 環境分析部 長谷川(知)、田沼(フリーダイヤル0120-01-2590 内線330、224)までお気軽にお問合せ下さい。

